

議案第 1 2 号

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）第 3 2 条により公営住宅法が改正され、公営住宅の入居者資格に係る収入基準が条例に委任されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

富津市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市営住宅設置及び管理に関する条例（平成 9 年富津市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

題名中「富津市営住宅」を「富津市市営住宅」に改める。

第 2 条第 2 号中「及び公営住宅法施行規則（昭和 2 6 年建設省令第 1 9 号）第 1 条」を削る。

第 6 条第 1 項第 2 号アを次のように改める。

ア 次のいずれかに該当する場合 2 1 4 , 0 0 0 円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 1 3 年法律第 6 3 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 入居者が 6 0 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 6 0 歳以上又は 1 8 歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第 6 条第 1 項第 2 号イ中「旧令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「2 1 4 , 0 0 0 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、1 5 8 , 0 0 0 円）」に改め、同号ウ中「旧令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「1 5 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。